

## □ 料金改定のお知らせ

下記の通り料金の改定を行う予定です。(平成 30 年 1 月 1 日付)

尚 所管行政庁等の指導等により、予定料金に変更がある場合があります。

### 省エネ適判料金

#### 改定の概要

- 1.従前の料金は「面積区分」幅が大きく (2,000~5,000 m<sup>2</sup>,5,000~20,000 m<sup>2</sup>、20,000 m<sup>2</sup>以上)  
「現状申請面積と料金の格差」が大きいことから  
面積区分と料金区分を見直し、細分化しました。

## 建築物省エネ法 判定料金表

表-1 (建築基準法確認申請併願の場合の料金)

(税抜金額、単位円)

評価対象面積 (㎡)		モデル建物法			標準入力法		
規模	用途分類	A	B		A	B	
	300未満	80,000	60,000		150,000	100,000	
300超 ~	2,000未満	100,000	75,000		180,000	135,000	
2,000超 ~	3,000未満	180,000	135,000		320,000	240,000	
3,000超 ~	5,000未満	200,000	150,000		360,000	270,000	
5,000超 ~	10,000未満	250,000	180,000		400,000	330,000	
10,000超 ~	15,000未満	300,000	230,000		550,000	400,000	
15,000超 ~	20,000未満	350,000	260,000		600,000	450,000	
20,000超		別途見積			別途見積		

表-2. 変更等申請料金

① 計画変更	難易度により別途見積 (ただし表-1の80%を上限とする)  * モデル建物法を標準入力法に計算方法を変更の場合は表-1の料金を適用する。
② 軽微な変更 (ルートC)  * 再計算によって基準適合が明らかでない変更(軽微変更該当証明書交付)	難易度により別途見積 (ただし表-1の80%を上限とする)

注1: A.: 建築物の用途が ホテル・病院等・集会所等・学校・事務所及びこれらを含む複合用途の場合

B.: A以外の用途(工場・倉庫等)

注2: 評価対象面積は建築基準法の規定する延べ床面積とします。

注3: 一つの棟に用途分類が複数ある場合は各々の合計(A+B)

注4: 複合建築物の場合非住宅部分を対象面積とします。

尚 住宅部分が所管行政庁への送付対象となる場合は、事務手数料として10,000円/棟(税別)を加算する。

注5: 他社確認の場合は 表-1の料金×1.5 となります。

注6: 再発行料金は、5,000(税込5,400)円/件

注7: 所管行政庁からの依頼 別途契約によります。

注8: 上記料金には別途消費税が加算されます。